

# 利用にあたって

## 1 調査方法

「熊本県推計人口調査要綱」に基づいて、平成 19 年 10 月 1 日現在における人口と世帯数、並びに平成 18 年 10 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日までの 1 年間の人口動態を取りまとめたものです。

推計方法は、平成 17 年 10 月 1 日実施の国勢調査による人口及び世帯数を基準とし、住民基本台帳法及び外国人登録法等に基づき県内市町村ごとの出生・死亡・転入・転出者数等を加減して集計算出したものです。

## 2 転入・転出者数について

本調査では、県内市町村間の移動者が転出届を提出してから転入届を提出するまでにタイムラグが生じるため、県内への転出の場合は転入があった時点で処理をしています。

なお、県外転入・転出の場合はそれぞれの届出があった時点で処理をしています。

## 3 総務省統計局の各年「10 月 1 日現在推計人口」と熊本県推計人口調査による推計人口の相違

総務省統計局では、毎年 10 月 1 日現在で全国及び都道府県別の推計人口を行なっています。総務省の推計も熊本県推計人口調査による推計も、いずれも国勢調査の人口を基準としていますが、人口増減数の算出において、総務省の推計では総務省統計局の「住民基本台帳人口移動報告」、厚生労働省の「人口動態統計」等、国の各種統計値を用いて全国的に算出しているのに対し、熊本県推計人口調査においては、市町村から報告される出生・死亡・転入・転出者数等のデータを集計しているため、両者の数値は一致しません。

## 4 用語の説明

出生者：出生届により住民票の記載をした者、及び外国人で出生により新規登録した者

死亡者：死亡届及び失踪宣告により住民票を削除した者、及び外国人で死亡により原票を閉鎖した者

転入者：転入届により住民票の記載をした者、及び外国人で居住地変更登録をした転入者、並びに入国者

転出者：転出届により住民票を削除した者、及び外国人で新居住地の市町村へ原票を送付した転出者、並びに出国者

その他(転入) : 転出を取り消した者、転入届がないために住民票の職権記載をおこなった者等

その他(転出) : 転出届がないため住民票の職権削除をおこなった者等

人口動態 : 自然動態・社会動態の和による人口の変動をみたもの

自然動態 : 出生・死亡による人口の変化をみたもの

社会動態 : 転入・転出による人口の変化をみたもの

人口増減率(%) :  $(H19 \text{ 年の総人口} - H18 \text{ 年の総人口}) / H18 \text{ 年の総人口} \times 100$

人口性比 : 女性 100 人当たりの男性の数 (男性の数 / 女性の数)  $\times 100$

年少人口指数(%) :  $0 \sim 14 \text{ 歳人口} / 15 \sim 64 \text{ 歳人口} \times 100$

老年人口指数(%) :  $65 \text{ 歳以上人口} / 15 \sim 64 \text{ 歳人口} \times 100$

従属人口指数(%) :  $(0 \sim 14 \text{ 歳人口} + 65 \text{ 歳以上人口}) / 15 \sim 64 \text{ 歳人口} \times 100$

老年化指数 (%) :  $65 \text{ 歳以上人口} / 0 \sim 14 \text{ 歳人口} \times 100$

## 4 その他

(1)統計表の構成比は四捨五入してあるので、100 とは必ずしも一致しません。

(2)年齢別人口については、平成 17 年国勢調査を基にして算出していますが、国勢調査では年齢不詳人口が含まれているため、推計の前段階として年齢不詳人口を各年齢階級の総人口に占める割合に基づいて按分したものを基礎数として算出しています。

(3)統計表中の符号

▲ 負の値を示す

—、0 該当数字がないもの